

貸出に当たって遵守していただく事項

貸出を受けた資料は、下記の条件を遵守して取り扱ってください。

- 1) 貸出を受けた資料は、管理者を定めて責任をもって取り扱ってください。
- 2) 展示会場の防火災には万全の措置を講じてください。
- 3) 展示にあたっては、亡失滅失、損傷又は盗難を生じないように、十分な職員、警備員等を配置してください。
- 4) 輸送のための梱包については、資料の保全のために適切な措置を講じてください。
- 5) 貸出を受けた資料の返却に係る費用は、借受館が負担してください。
- 6) 貸出を受けた資料は、当該展示会への出品及び当館が当該展示会に付随するものと判断した催しでの利用以外の目的には利用しないでください。特に、無断で模写又は複写はしないでください。また、催しのために展示会場から資料を持ち出すときは、損傷、亡失、滅失又は盗難を生じないように、十分な職員、警備員等を配置してください。
- 7) 展示に際しては、当館所蔵資料であることを明示してください。
- 8) 貸出を受けた資料を亡失又は損傷したときは、ただちに当館に通告し、必要な措置を講じてください。資料の亡失又は損傷による損害は、館の指示に従って賠償していただくことになります。

なお、当該展示会の目録を独自に作成する場合は、その目録3部を当館に寄贈してください。

IFLA 展示貸出しに関するお問い合わせ先

国立国会図書館国際子ども図書館 IFLA 展示班

〒110-0007 東京都台東区上野公園 12-49

TEL 03-3827-2053 (代)